

### 3 児童生徒や保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応

児童生徒から相談があった場合、学校の内外に関わらず、児童生徒の心身への重大な影響や学業不振、非行など多くの付帯的な問題がある。また薬物乱用は違法な犯罪行為であり、周辺に暴力団や素行不良者が関与している場合が多く、早期の保護が大切である。

児童生徒に対して、緊急かつ誠実な対応が必要である。

その際、次の点について注意し対応する。

児童生徒からの発信を大切にし、受容的な態度で、人権に配慮した対応をする。

児童生徒を保護するという温情的な発想や、世間体から学校（教員）だけで解決しようとせず、関係機関との連携を図る。

関係機関における措置の後、学校としての特別指導を講じるかどうかは、教育的見地にたち、個々の児童生徒の状況をふまえて判断すべきであり、単なる制裁的な対応とならないように配慮する。

事実が確認されなかった場合でも、相談を持ちかけた児童生徒及び当該児童生徒の人権に十分配慮した上で、注意深く観察することが望まれる。また、必要に応じて、当該児童生徒の保護者などに、心配して相談を持ちかけてきた児童生徒がいることなどを知らせるかどうかが検討する。

#### (1) 児童生徒から薬物乱用についての相談を受けたとき

##### ア 本人からの相談

当該児童生徒から乱用薬物、乱用動機、乱用した時間・場所（最終使用日）、一緒にいた人、などの状況を聞く。

事実確認の際には、他の児童生徒や教員に聞かれたくない問題なので、カウンセリングルームなどの別室を使う。

当該児童生徒の心身の問題、非行行為などの付帯的な問題を理解させ、本人・教員だけの力では解決できないことを伝え、保護者・警察・医療機関に連絡をとり対応することの必要性についての同意を得る。

管理職や他の教員、養護教諭に現状と今後の対応について話をしておく。

保護者と連絡をとり、児童・生徒指導担当など複数の教員で面談を実施する。その際、保護者が当該児童生徒に対して攻撃的になる場合が多いので、最初は保護者と教員の2者面談などの配慮が必要である。その場合、保護者が当該児童生徒を怒るだけでは何の解決も得られないことを理解してもらい、警察や医療機関などと連携した対応についての同意を得る。

当該児童生徒や保護者が初めて関係機関を訪れるときはとても不安である。

また、単に紹介しただけでは相談に行かない場合も多い。教員が先方との仲立ちを勤め、相談に行きやすい環境を作る。（相談の際、伝えるべき内容についてはP40参照）

##### イ 友人からの相談（地域からの連絡）

相談をもちかけた児童生徒や相談中に話題としてあがった児童生徒の人権に配慮することが重要である。

相談をもちかけた児童生徒から、当該児童生徒について、乱用薬物、乱用動機、乱用した時間・場所、一緒にいた人、入手先・方法などの状況を聞く。

相談を持ちかけた児童生徒と当該児童生徒の関係もあるので、当該児童生徒からの事実確認は慎重に行う。状況に応じ保護者との面談を実施する。

事実が確認された段階で、対応については(1)(2)に準ずる。

#### (2) 保護者から薬物乱用についての相談を受けたとき

管理職に連絡を入れる。保護者との面接を行う際には職員室では行わない。

また、担任だけでなく、児童・生徒指導担当など複数の教員に立ち会いを求め、乱用薬物、乱用動機、乱用した時間・場所、一緒にいた者、入手先・方法などの状況を聞く。

学校や保護者だけでは解決ができない問題であることを十分説得し、外部機関との連携を説得し、仲立ちする。